

吸収合併に係る事後開示書面

2024 年 10 月 2 日

株式会社レオクラン

2024年10月2日

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

大阪府摂津市千里丘二丁目4番26号
株式会社レオクラン
代表取締役社長 竹内 興次

当社は、2024年7月16日付で株式会社レオクラン東海（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、レオクラン東海を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、本合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を発生した日

2024年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項に関する手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、本合併をやめることの請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について

吸収合併消滅会社は、2024年8月23日付の官報及び同日付の電子公告にて本合併に対する異議申述に関する公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本合併は簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続について

当社は、2024年8月23日付の官報及び同日付の電子公告にて本合併に対する異議申述に関する公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債及びその他権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社が事前開示事項として備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録された事項

別紙のとおりです。

6. 吸収合併に関する変更の登記をした日

2024年10月2日

7. その他吸収合併に関する重要な事項

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本件合併契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本件吸収合併を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本件吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

2024 年 8 月 23 日

株式会社レオクラン

株式会社レオクラン東海

2024年8月23日

大阪府摂津市千里丘二丁目4番26号
株式会社レオクラン
代表取締役社長 杉田 昭吾

岐阜県岐阜市日野南四丁目17番13号
株式会社レオクラン東海
代表取締役社長 鳥本 茂己

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)
(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条第1項に定める書面)

株式会社レオクラン（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社レオクラン東海（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2024年7月16日付で合併契約書を締結し、2024年10月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしました。

会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき、本合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1の合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の定めに関する事項

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を近畿財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはであると判断しております。

6. 補足

以上の記載内容に変更が生じた場合、変更が生じた事実及びその内容をただちに開示いたします。

以 上



吸収合併契約書

株式会社レオクラン（以下「甲」という。）及び株式会社レオクラン東海（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

- 甲（吸収合併存続会社）
商号：株式会社レオクラン
住所：大阪府摂津市千里丘2丁目4番26号
- 乙（吸収合併消滅会社）
商号：株式会社レオクラン東海
住所：岐阜県岐阜市日野南4丁目17番13号

第3条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年10月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条（合併承認総会等）

甲は、会社法第796条第2項の規定に従い簡易合併、乙は、会社法第784条第1項の規定に従い略式合併の方法により、いずれも合併契約承認の株主総会決議を経ずに、取締役会の承認をもって、合併を行う。但し、合併手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業

務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2024年7月16日

（甲）

住 所 大阪府摂津市千里丘2丁目4番26号
会社名 株式会社レオクラン
代表取締役社長 杉田 昭吾



（乙）

住 所 岐阜県岐阜市日野南4丁目17番13号
会社名 株式会社レオクラン東海
代表取締役社長 鳥本 茂己



貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	243,746	流動負債	185,415
現金及び預金	84,369	買掛金	169,222
売掛金及び契約資産	136,568	未払金	1,294
商品	3,120	未払費用	3,332
貯蔵品	4	未払法人税等	92
前渡金	4,470	契約負債	7,172
前払費用	388	預り金	932
未収入金	14,825	賞与引当金	3,367
固定資産	2,556		
有形固定資産	614	負債合計	185,415
工具、器具及び備品	614	(純資産の部)	
無形固定資産	143	株主資本	60,888
電話加入権	143	資本金	20,000
投資その他の資産	1,798	利益剰余金	40,888
繰延税金資産	758	利益準備金	5,000
保証金	1,040	その他利益剰余金	35,888
		別途積立金	10,000
		繰越利益剰余金	25,888
		純資産合計	60,888
資産合計	246,303	負債・純資産合計	246,303

損 益 計 算 書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,019,161
売上原価		960,592
売上総利益		58,568
販売費及び一般管理費		75,866
営業損失		△17,297
営業外収益		
受取利息	1	
雑収入	17	18
営業外費用		
雑損失	0	0
経常損失		△17,278
税引前当期純損失		△17,278
法人税、住民税及び事業税	185	
法人税等調整額	△2,122	2,307
当期純損失		△19,586

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	20,000	5,000	10,000	69,474	84,474
事業年度中の変動額					
剰余金ほ配当				△24,000	△24,000
当期純利益				△19,586	△19,586
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△43,586	△43,586
当期末残高	20,000	5,000	10,000	25,888	40,888

(単位：千円)

	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	104,474	104,474
事業年度中の変動額		
剰余金ほ配当	△24,000	△24,000
当期純利益	△19,586	△19,586
事業年度中の変動額合計	△43,586	△43,586
当期末残高	60,888	60,888

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	15年
工具器具備品	3～6年

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 医療機器等の販売

医療機器、医療設備、医療情報システム及び医療消耗品の受注販売を行っております。顧客による商品の検収により、当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、通常は商品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。出荷時から顧客による検収までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

② 保守・メンテナンスサービス

販売した医療機器の保守、メンテナンスサービスを提供しております。保守・メンテナンスサービスについては、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っており、主として期間の経過により履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（株）	400	—	—	400

別紙2「吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等」

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月22日 定時株主総会	普通株式	24,000	60,000	2022年 9月30日	2022年 12月23日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当するものはございません。